

## 日本小児突然死予防医学会 委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、日本小児突然死予防医学会（以下、「本学会」という）会則の細則第1条8に必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 会務を円滑に実施するため、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、理事会を補佐するための委員会を設置する。

(委員会の種類)

第3条 本学会の委員会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第4条 委員長は、原則として理事をもって充てる。なお、非理事を委員長に充てる場合は、担当理事を置くこととする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- (1) 委員長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (3) 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
- (4) 委員会に、副委員長を置くことができる。
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会委員)

第6条 委員会は、次の各項に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本学会の会員のうちから若干名。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。
- (3) 委員会が必要と認めたときは、当該機関の構成員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(委嘱)

第7条 委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員は、原則として会員の中から、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員長、委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

- 2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、それぞれ通算6年を超えることができない。

(委員会の開催、議決)

第9条 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(報告)

第 10 条 委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。

2 委員会の議事は、公開しないものとする。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、本学会事務局において処理する。

(規約の変更)

第 12 条 この規約を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

## 附 則

この規約は、2023（令和 5）年 7 月 13 日から施行、適用する。

2023（令和 5）年 7 月 13 日施行

## 別表

委員会名	目的	活動内容
症例検討委員会	本委員会は本学会の取り扱う症例（SIDS 症例や乳幼児の突然死症例）の収集ならびに症例の検討を行うことを目的とする。	(1) 会員に対し検討症例の提出を募り、症例を収集する。 (2) 収集した症例について委員長は本委員会委員よりなる症例検討検討会を開催し、症例の検討を行う。
編集委員会	本委員会は学会雑誌をはじめとして本学会が発行する発刊物の編集を行うことを目的とする	(1) 学会雑誌の編集を担当する。 (2) 診療指針およびガイドライン、その他本学会が主催する学術的な発刊物の編集を担当する。
倫理・COI 委員会	本委員会は COI の取り扱い、および倫理・医療安全業務を行うことを目的とする。	(1) COI については、別に定める規則に従い、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネージメントと違反に対する対応を行う。 (2) 本学会に関する倫理・医療安全業務を行う。
診断基準検討委員会	本委員会は予期せぬ乳幼児の突然死（Unexpected Death in Infant：SUDI）診断の標準化と診断確定率向上を目的に、診断に関する新たな知見を検討し診断基準を策定することを目的とする。	(1) 最新の知見を検証し診断の手引きを策定する。 (2) 疫学情報をもとに、収集すべき臨床情報および死亡状況調査項目を提示する。 (3) 診断環境を調査し、診断環境改善に向けた提言を行う。 (4) 診断状況に関する情報を収集し、診断手引きの有効性と有用性を検証する。
疫学委員会	本委員会は乳児をはじめとした突然死について、疫学を明らかにすることを目的とする。	(1) 「乳（幼）児の」「睡眠に関連した」「予期せぬ死亡事象」について、発生状況についての疫学を調査する方策を探索する。 (2) 現状で入手可能な各種情報を参照して、傾向などを探索する。 (3) AAP の安全な睡眠環境に関するガイドラインを念頭に、わが国で「安全な睡眠環境に関する啓発」を行う場合の留意点などを学術的に明らかにする。 (4) 将来的には、診断基準検討委員会などとも連携し、わが国の乳幼児突然死を診断する際の学術的背景を確立する。